

公布された条例のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例及び佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四九号）

1 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正関係

(1) 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限（第一二条関係）

退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

ア 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

イ 失職又はこれに準ずる退職をした者

(2) 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限（第一四条関係）

ア 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

(ア) 当該退職をした者が刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(イ) 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(ウ) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。
イ 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該一般の退職手当等の額

が支払われていない場合において、アのウに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

(3) 退職をした者の退職手当の返納（第一五条関係）

ア 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。

(ア) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(イ) 当該退職をした者が在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(ウ) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

イ アのウに該当するときににおけるアによる処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができることとした。

(4) 遺族の退職手当の返納（第一六条関係）

死亡による退職をした者の遺族に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、(3)のアのウに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。

(5) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付（第一七条関係）
退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた

後において、当該退職手当の受給者が当該退職の日から六月以内に(3)の
又は(4)による処分を受けることなく死亡した場合において、当該退職に係
る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職
の日から六月以内に、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を
受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知を
したときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した
日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間
中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由と
して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命
ずる処分等を行うことができることとした。

(6) 人事委員会の意見の聴取（第一八条関係）

退職手当管理機関は、(2)のアのウ若しくはイ、(3)のア、(4)又は(5)による
処分を行うおととするときは、人事委員会の意見を聴かなければならぬこ
ととした。

2 佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部改正関係

知事等の退職手当の支給制限等については、佐賀県職員の退職手当に関す
る条例第四章の規定を準用することとした。（第八条関係）

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めること等とした。

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例（条例第五〇号）

1 船員保険法の改正に伴い、同法に基づく船員保険の被保険者である非常勤
の職員をこの条例による補償の対象とする等のため、所要の改正を行うこと
とした。（第一条及び第一六条関係）

2 この条例は、平成三二年一月一日から施行することとした。

佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

- 1 平成二六年度を目途として、佐賀県産業廃棄物税条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第五項関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

- 1 へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、へき地等学校の指定を見直すこととした。（別表第一～別表第三関係）
- 2 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県医療施設耐震改修等臨時特例基金条例（条例第五三号）

- 1 災害拠点病院その他の医療施設の耐震改修等を促進することにより、地震が発生した場合における医療提供体制の確保を図るため、佐賀県医療施設耐震改修等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）

- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第一条関係）

- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するため要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。（第四条関係）

- 4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第六条関係）

- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。
佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（条例第五四号）
- 1 国民健康保険事業の広域化等を図る市町に対する貸付金の償還期間を三箇年度から五箇年度に延長することとした。（第八条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第五五号）
- 1 佐賀城公園及び森林公園の施設を利用する者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならないこととした。（第一四条の三関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第五六号）
- 1 農地法の改正に伴い、新たに知事の権限に属することとなった事務の一部を佐賀市が処理することとした。（第二条関係）
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第五七号）
- 1 国有財産法第一八条第六項の規定により、海岸保全区域等の水面下の土地の占用許可に係る占用料を徴収するため、所要の改正を行うこととした。（第二条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。